

医政齒発 0612 第 1 号
平成 26 年 6 月 12 日

各 { 都 道 府 県
保健所を設置する市
特 別 区 } 医務主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

歯科技工士の資格確認の徹底について (通知)

今般、無資格者が歯科技工の業務に従事していた事例が判明した。

歯科技工士法第17条に基づき、歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってはならない。

今後、同様の事例が発生することのないよう、歯科医療機関や歯科技工所で歯科技工士を採用する際には、免許証の原本を確認するとともに、併せて運転免許証等の原本により本人確認を徹底するように、関係者、関係団体等に周知徹底を図るようお願いする。



医第235-4号

平成26年6月18日

県医師会長
県歯科医師会長
県病院協会長
県歯科技工士会長

様

群馬県健康福祉部医務課長 北爪 清



歯科技工士の資格確認の徹底について

このことについて、厚生労働省医政局歯科保健課長から通知がありましたので送付します。

歯科技工士を採用する際には、免許証の確認及び本人確認を徹底し、偽造が疑われる場合には、指定登録機関あて照会を行ってください。

医務課医療指導係 岩井

TEL : 027-226-2533